北海道厚岸郡厚岸町末広
三一三番二　一号から三号まで
一二番　四号
一〇番地先海浜地　五号
九番一地先海浜地　六号
二　新潟県沢西地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を昭和三十六年農林省告示第四百一号で指定した新潟県清水尻地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱六号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を昭和三十七年建設省告示第二千二百八十一号で指定した新潟県沢西地すべり地域の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十号を二級河川柿崎川の河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
新潟県上越市柿崎区北黒岩
字後山　三八一番二　一号
三四四番一　二号
字堀ノ外　二七六番一　三号
二八九番一　四号及び五号
字釜石　九三八番　六号
九九五番一　七号
字野中　一五七二番二　八号
一五八〇番　九号
字上ノ賀　六七三番一　十号
三　長野県千国地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和六十三年建設省告示第千五百七十九号で指定した長野県千国地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
長野県北安曇郡小谷村大字千国
字巾下　乙三四九七番一　一号
字千国　乙三一七〇番一　二号
字町裏　乙三五三七番二　三号

○国土交通省告示第七百七十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
平成二十八年五月二十六日
国土交通大臣　石井　啓一
一　北海道緑町地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域
北海道紋別市落石町五丁目
二一番二　一号
十九番二　二号
北海道紋別市落石町七丁目
三二番三　三号及び四号
三二番二　五号
一番四　六号及び七号
北海道紋別市落石町五丁目
二二番七　八号
一〇番　九号
二　山梨県五条地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域
山梨県南巨摩郡身延町常葉
字石等　三四二番一　一号
三〇五番　二号
三三四番三　十七号
三四一番一　十八号
字五條山　一七五九番二　三号
一七五二番　四号
一七四四番　五号
字浜井場　一七四一番一　六号
一七二二番　七号
一七一九番二　九号
一七〇三番四　十号
字五條道上　一五九三番　十一号
一五九四番地先道路敷　十二号
一五九九番二　十三号
一五四三番三　十四号
字五條下　四〇三番三地先道路敷　十五号
三五八番地先道路敷　十六号
山梨県南巨摩郡身延町清沢
字下日向　六番三　八号
三　長野県西京地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を一級河川天神川河川敷の右岸境界線に沿って結んだ線、標柱八号と九号を一般国道四百六号の道路敷に沿って結んだ線、標柱九号と十号を結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域
長野県長野市鬼無里日影
字西京　七二九〇番一　一号
七二五二番イ　二号及び三号
七三三五番　五号
七二〇〇番二　九号
七一九九番二　十号
字府成　八〇六五番一　四号
八四二〇番一　六号
八〇九二番二地先道路敷　七号
八〇五〇番二　八号
四　静岡県青谷地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を一般国道百五十二号の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻
字明神森　二九九番九　一号
字山ノ神　三〇九番一　二号
字フシ石　四一七番　三号
字トイシ　四五二番四　四号

○防衛省告示第百二十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年五月二十六日
防衛大臣　中谷　元
日　時　平成二十八年五月三十日の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(エ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(カ)　北緯三一度三七分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年五月二十六日
防衛大臣　中谷　元
日　時　平成二十八年五月三十一日の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度三七分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年五月二十六日
防衛大臣　中谷　元
日　時　平成二十八年六月七日から同月九日（予備、同月十日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域
実施艦等　自衛艦七隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。